

練馬区リサイクル推進条例および同施行規則（抜粋）**練馬区廃棄物の処理および清掃に関する条例および同規則（抜粋）****練馬区リサイクル推進条例（抜粋）**

第 3 章 練馬区リサイクル推進計画

第 20 条 区長は、リサイクルに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、練馬区リサイクル推進計画(以下「リサイクル推進計画」という。)を策定する。

2 リサイクル推進計画には、つぎに掲げる事項を定める。

- (1) リサイクルの推進に関する基本方針
- (2) リサイクルの推進に関する目標
- (3) リサイクルの推進に関する実施計画
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、リサイクルの推進に関する重要事項

3 区長は、リサイクル推進計画を策定するに当たっては、あらかじめ練馬区循環型社会推進会議の意見を聴かなければならない。

4 区長は、リサイクル推進計画を策定したときは、これを公表する。

5 区長は、リサイクル推進計画の進ちょく状況を点検し、その報告書を作成して、練馬区循環型社会推進会議に報告しなければならない。

6 区長は、前項の規定により作成した報告書を公表する。

第 4 章 練馬区循環型社会推進会議

第 21 条 リサイクルの推進ならびに廃棄物の減量および処理に関する基本的事項を審議するため、区長の附属機関として、練馬区循環型社会推進会議(以下「推進会議」という。)を置く。

2 推進会議は、区長の諮問に応じつぎに掲げる事項について審議し、答申する。

- (1) リサイクルの推進のための基本的事項
- (2) リサイクル推進計画
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、リサイクルの推進に関する重要事項
- (4) 廃棄物の減量および処理に関する基本的事項

3 推進会議は、前条第 5 項に規定する報告を受けたときは、これを審議し、必要に応じ、その後の施策の方向につき区長に提言を行うことができる。

4 推進会議は、必要があると認めるときは、第 2 項各号に掲げる事項について審議し、区長に提言を行うことができる。

5 推進会議は、区民、事業者、学識経験者等のうちから区長が委嘱する委員 20 人以内をもって組織する。

6 推進会議の委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合における補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。

7 前各項に定めるもののほか、推進会議の組織および運営に関し必要な事項は、規則で定める。

練馬区リサイクル推進条例施行規則（抜粋）

（推進会議の構成）

第7条 条例第21条に規定する推進会議の構成は、つぎのとおりとする。

- (1) 区民 8人以内
- (2) 事業者 7人以内
- (3) 学識経験者等 5人以内

（推進会議の会長および副会長）

第8条 推進会議に会長および副会長を置く。

- 2 会長および副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、推進会議を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、または会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（推進会議の招集）

第9条 推進会議は、会長が招集する。

- 2 会長は、委員の3分の1以上の者から推進会議の招集の請求があったときは、推進会議を招集しなければならない。

（推進会議の議事）

第10条 推進会議は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

- 2 推進会議の会議は公開とし、会長は会議に支障のない範囲で傍聴を許可する。
- 3 推進会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明または意見を聞くことができる。

練馬区廃棄物の処理および清掃に関する条例（抜粋）

（練馬区循環型社会推進会議への諮問）

第7条 区長は、一般廃棄物の処理に関する基本方針その他の重要事項の決定に当たっては、練馬区リサイクル推進条例(平成11年12月練馬区条例第55号)第21条第1項に定める練馬区循環型社会推進会議に諮問することができる。

第17条 区長は、適正処理困難物を指定し、これを公表することができる。

練馬区廃棄物の処理および清掃に関する規則（抜粋）

（適正処理困難物の指定および公表）

第3条 区長は、条例第17条第1項の規定に基づき適正処理困難物の指定をしようとするときは、あらかじめ練馬区リサイクル推進条例(平成11年12月練馬区条例第55号)第21条第1項に定める練馬区循環型社会推進会議の意見を聴くものとする。